

みどり市市制施行 20 周年記念ロゴマーク等使用要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、みどり市市制施行 20 周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ(以下「ロゴマーク等」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等に関する権利)

第 2 条 ロゴマーク等に関する一切の権利は、みどり市に帰属する。

(ロゴマーク等のデザイン等)

第 3 条 使用できるロゴマークのデザインは、別記 1 に掲げるとおりとする。

2 使用できるキャッチフレーズは、「みどりつづく みらいつなぐ」とし、いかなる文言の変更(漢字への変換も含む)も行ってはならない。

3 キャッチフレーズは、原則として別記 1 に掲げるロゴマークと一体的に使用しなければならない。使用する字体は、基本的に「BIZ UD ゴシック」とすること。

4 ロゴマーク等のデザインデータは、指定された形式(例:JPEG、PNG、AI 等)で市が提供する。利用者はこれを適切に管理し、第三者への譲渡・転載を行ってはならない。

(使用の許可申請)

第 4 条 ロゴマーク等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、みどり市市制施行 20 周年記念ロゴマーク等使用許可申請書(様式第 1 号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1)市が業務のために使用する場合
- (2)20 周年記念事業に基づく使用
- (3)報道関係機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (4)その他市長が適当と認めた場合

2 申請は必要に応じて市が認める方法により電子申請を行うことができる。

(使用の許可等)

第 5 条 市長は、前条の規定により申請があったときは、使用内容を審査し、その可否を申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要に応じて使用許可に期間を定めることができる。

(使用許可の基準)

第 6 条 ロゴマーク等は、使用目的及び内容が記念事業の趣旨に沿うものに限り、営利・非営利を問わず使用を許可する。ただし、以下のいずれかに該当する場合は使用を許可しない。

- (1)市の信用や品位を害する、又はイメージを損なうおそれがある場合
- (2)法令や公序良俗に反する場合
- (3)特定の政治的・宗教的・思想的活動を目的とする場合
- (4)反社会的勢力と関係がある場合
- (5)商標や意匠とする等、独占的使用を意図する場合
- (6)その他、使用が不相当と認められる場合

(使用料)

第 7 条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第 8 条 使用許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)許可された目的・内容の範囲のみに使用すること
- (2)第三者への権利の譲渡や転貸を行わないこと。ただし、許可を受けた者がロゴマーク等を使用した印刷物、製品等の作成を目的として、下請事業者その他の委託先に対しロゴマーク等のデータを提供することは、この限りでない。この場合、許可を受けた者は、当該委託先に対して適切な管理・指導を行い、不正使用や流用が生じないよう十分に責任を持たなければならない。
- (3)ロゴマーク等のデザインを改編しないこと
- (4)イメージを損なう使用をしないこと
- (5)使用物件は完成後速やかに提出すること(提出困難な場合は写真を提出)
- (6)商標等の独占的権利を設定・登録しないこと
- (7)使用者は、使用により得られた成果物を、市が広報活動で紹介することを許諾するものとする

(許可内容の変更)

第 9 条 許可内容を変更する場合は、使用内容変更等申請書(様式第 2 号)を提出し、市長の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第 10 条 次の場合には、市長は使用許可を取り消すことができる。

- (1)第 6 条各号の事由に該当する場合
- (2)第 8 条に違反していると認められる場合
- (3)偽りその他不正な手段により許可を受けた場合
- (4)その他不相当と認められる場合

2 取消通知は書面にて行う。

3 取消後は直ちにロゴマーク等の使用を中止しなければならない。

4 市長は必要に応じて使用物件の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第 11 条 許可取消による損害について、市は一切責任を負わない。

2 使用者が第三者と紛争になった場合は、速やかに市に報告し、自己責任で対応すること。

(損害賠償等の責任)

第 12 条 使用により生じた損害について、市は一切責任を負わない。

2 使用物に瑕疵があることで損害が発生した場合、使用者が責任を負う。

3 使用により市に損害が生じた場合、使用者が賠償責任を負う。

(その他)

第 13 条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

別記 1(第 3 条関係)

ロゴマーク



ロゴ+キャッチフレーズ



キャッチフレーズの挿入位置は上下左右いずれも可とします。

なお、以下のようなロゴマークの変形、一部利用、加工は認められません。



×変形



×一部利用



×加工



キャッチフレーズは、ロゴにかからないように利用すること